

令和 3 年

赤平市議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 6 日（月曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午前 11 時 32 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 227 号 赤平市個人情報保護条例及び赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 228 号 赤平市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 229 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 230 号 赤平市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 231 号 赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 232 号 赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 233 号 赤平市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 12 議案第 236 号 令和 2 年度赤平

市一般会計決算認定について

- 日程第 13 議案第 237 号 令和 2 年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 14 議案第 238 号 令和 2 年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 15 議案第 239 号 令和 2 年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 16 議案第 240 号 令和 2 年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第 17 議案第 241 号 令和 2 年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 18 議案第 242 号 令和 2 年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 19 議案第 243 号 令和 2 年度赤平市水道事業会計決算認定について
- 日程第 20 議案第 244 号 令和 2 年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第 21 議案第 245 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 22 報告第 28 号 令和 2 年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 23 報告第 29 号 令和 2 年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 2 2 7 号 赤平市個人情報保護条例及び赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2 2 8 号 赤平市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 2 9 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 3 0 号 赤平市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 2 3 1 号 赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 3 2 号 赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 2 3 3 号 赤平市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 1 2 議案第 2 3 6 号 令和 2 年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 2 3 7 号 令和 2 年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 2 3 8 号 令和 2 年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認

定について

- 日程第 1 5 議案第 2 3 9 号 令和 2 年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 2 4 0 号 令和 2 年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 2 4 1 号 令和 2 年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 2 4 2 号 令和 2 年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 2 4 3 号 令和 2 年度赤平市水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 0 議案第 2 4 4 号 令和 2 年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第 2 1 議案第 2 4 5 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 2 報告第 2 8 号 令和 2 年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 3 報告第 2 9 号 令和 2 年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について

○出席議員 1 0 名

- 1 番 若 山 武 信 君
- 2 番 東 成 一 君
- 3 番 鈴 木 明 広 君
- 4 番 安 藤 繁 君
- 5 番 北 市 勲 君
- 6 番 伊 藤 新 一 君
- 7 番 木 村 恵 君
- 8 番 五十嵐 美 知 君
- 9 番 御家瀬 遵 君
- 1 0 番 竹 村 恵 一 君

○欠席議員 0名

〃 総務議事係 長 伊藤 千穂子 君

○説明員

市長 畠山 涉 君  
教育委員会教育長 高橋 雅明 君  
監査委員 目黒 雅晴 君  
選挙管理委員会  
委員長 壽崎 光吉 君  
農業委員会会長 中村 英昭 君

---

副市長 永川 郁郎 君  
総務課長 若狭 正 君  
企画課長 林 伸樹 君  
財政課長 丸山 貴志 君  
税務課長 坂本 和彦 君  
市民生活課長 井波 雅彦 君  
社会福祉課長 蒲原 英二 君  
介護健康推進課長 千葉 睦 君  
商工労政観光課長 磯貝 直輝 君  
農政課長 柳町 隆之 君  
建設課長 林 賢治 君  
上下水道課長 亀谷 貞行 君  
会計管理者 斎藤 政弘 君  
あかびら市立病院  
事務長 井上 英智 君

---

教育 学校教育長 尾堂 裕之 君  
委員会 課 長  
〃 社会教育 梶 哲也 君  
課 長

---

監査事務局長 中西 智彦 君

---

選挙管理委員会  
事務局長 若狭 正 君

---

農業委員会  
事務局長 柳町 隆之 君

○本会議事務従事者

議会事務局長 石井 明伸 君  
〃 総務議事  
担当主幹 笹木 芳恵 君

(午前10時00分 開 会)

○議長（竹村恵一君） これより、令和3年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番若山議員、5番北市議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から17日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの12日間と決定いたしました。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は21件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和3年第2回定例会以降令和3年9月5日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連について申し上げます。北海道の1日当たりの新規感染者数につきましては、札幌市やその周辺を中心に非常に深刻な状況が続いております。こうした状況を踏まえ、8月25日開催の政府対策本部において北海道を緊急事態措置の対象区域に追加することが決定され、これを受け、道では8月26日に北海道新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、全道域で警戒レベルを最大限に引き上げ、人と人との接触を徹底して減らす取組を実施しております。北海道におきましては、8月27日から3度目となる緊急事態宣言が発令中でございます。空知管内でも新規感染者数の多い状況が続いていることを踏まえ、8月27日、空知管内共同メッセージとして、不要不急の外出や移動を控えてください、基本的な感染防止対策を徹底してくださいなど発信したところでございますが、私からも市長メッセージとして市民の皆様へ改めて感染予防の徹底をお願いするとともに、このような状況の中で医師会、医療機関、介護施設等で日々ご尽力いただいている皆様に敬意と感謝を伝えさせていただきました。市民の皆様におかれましては、引き続きマスクの着用や手洗いなど感染リスクを回避する行動の徹底と不要不急の外出を控えていただきますようお願いいたします。

それでは最初に、新型コロナウイルス感染症対策関連の取組状況等についてご報告させていただきます。初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、6月28日から、一般高齢者に続き、64歳以下の方につきましても年齢帯を区切って段階的に接種券を発送し、7月9日に最後の年齢帯である39歳以下の方に発送を終えたところでござい

ます。接種状況につきましては、市内医療機関のご協力をいただき、9月1日現在、接種対象人口の84.9%の方が1回目の接種を、また77.5%の方が2回目の接種を終えられ、そのうち65歳以上の高齢者の方の2回目の接種率は90.4%となっております。なお、9月以降の接種体制につきましては、あかびら市立病院の1か所で実施することといたしまして、引き続き関係機関と調整を図りながら接種業務を進めてまいります。

次に、赤平市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業継続支援金についてでございますが、これまで支援させていただきました第1弾、第2弾に引き続き、第3弾として6月1日から10月29日まで申請受付をしております。対象期間を本年3月から8月までとし、連続する3か月間の平均事業収入が前年または前々年と比較して20%以上減収している事業者が対象となりますが、これまで105件、2,593万円を支給したところでございます。

次に、オールあかびら！たすけ愛商品券についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、消費喚起と地域経済の活性化を図るため、昨年引き続き、市民1人につき1万円のオールあかびら！たすけ愛商品券を配付させていただきました。また、商店街振興対策協議会では、たすけ愛商品券を積極的にご利用していただくため、あかびら火まつりと連携し、コロナ禍でも安心してお店の味を楽しんでいただけるテイクアウトキャンペーンを実施していただいたところでございます。たすけ愛商品券は既に市民の皆様のお手元に届いているかと思いますが、皆様におかれましては、感染防止対策をした上でということになりますが、積極的にご利用していただき、地域経済活性化につながることを切に願っている次第でございます。

次に、赤平市新型コロナウイルス感染症対策ナイト店舗リース機器等補助金についてでございますが、本年4月から6月までの期間に事業収入が前々年同月と比較して20%以上減収している飲食サービス業に一月6万円を限度に3か月分まで支給する制

度でございます。主にカラオケ機器等のリース料を補助し、事業の継続を図っていただくもので、7月1日から9月30日まで申請受付をしておりますが、これまで11件、112万円を支給したところでございます。

以上が主な新型コロナウイルス感染症対策関連事業の状況でございますが、飲食業をはじめ、観光関連業など様々な業種、分野に現在も甚大な影響が続いております。今後におきましても、感染症拡大防止対策と併せて、停滞する非常に厳しい地域経済の回復に継続して取り組んでまいります。市民の皆様をはじめ、市議会、企業、団体、事業者の皆様、そして行政が一体となってこの難局を乗り越えていかなければなりません。赤平市としても全力を挙げて取り組むとともに、今後とも皆様方より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地方交付税について申し上げます。令和3年度の普通交付税につきましては、総務省は8月3日に交付決定を行い、同日に閣議報告がされたところであります。道府県を除く全国市町村では、対前年度比5.2%の増、道内市町村においては4.4%の増となっており、本市におきましては普通交付税決定総額は7.0%の増、交付税の振替措置である臨時財政対策債を含めると7.8%の増となったところであります。主な理由といたしましては、新たに地域デジタル社会推進費が創設されたことや地方債の元利償還金の増、高齢者保健福祉費等の社会保障関係経費の増など基準財政需要額が増加したことにより、最新の国勢調査人口への置き換わりによる減少があったものの、普通交付税総額は増加となりました。今後におきましても、地方自治体が担う住民の身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充について全国市長会等を通じて強く要請してまいります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により10月に開催いたしました市主催による戦没者追悼式を今年例年どおり7月に行うこととし、7月13日に交

流センターみらいにおいて開催いたしました。昨年と同様に参列規模を縮小させていただき、市内在住の戦没者のご遺族やご来賓など関係者27人が参列し、祖国を思い、愛郷の肉親を案じつつ散華された御霊に対しまして黙祷を行った後、追悼のお言葉をいただき、しめやかに献花等が執り行われたところでもあります。

次に、第50回あかびら火まつりについて申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から昨年は中止といたしましたあかびら火まつりでございますが、節目を迎える今年の第50回につきましては、コロナ禍においても開催できる方法はないかと検討を重ね、おうちで火まつりと題して7月17日、インターネットを活用したオンラインにて開催いたしました。伝統的な火文字点火セレモニーを中心に、通常ではあまり見ることができない火文字点火の場面や赤ふんランナーが走る様子をYouTubeにてライブ配信したほか、火まつりの歴史や赤平市の紹介、特産品のPRなど、赤平市の魅力を全国の皆様に発信したところでございます。動画の再生回数につきましては1万3,000回を超え、市民の皆様はもとより、全国の方々からも火まつりの歴史をよく知ることができた、火文字点火の瞬間を初めて見ることができて迫力があつた、またコロナ禍で赤平に帰省できないので、配信を見て故郷を感じることができたなど、たくさんのメッセージをいただいております。これまでの半世紀の歴史を踏まえ、来年こそは市民の皆様をはじめ、たくさんの方が会場であかびら火まつりを楽しんでいただけることを願い、イベントの関係について皆様のご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、社会を明るくする運動の啓発活動について申し上げます。例年あかびら火まつり会場において実施しておりました社会を明るくする運動の啓発活動につきまして、今年度はあかびら火まつりがオンライン開催となったことに伴い、昨年と同様ツルハドラッグ赤平店前において赤平市保護司会の皆様により啓発用横断幕やのぼりを掲げ、啓発活動を行っ

ていただいたところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月13日から22日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら、観光や夏型レジャー等に伴う事故や自動2輪車による事故の防止と飲酒運転根絶を図るための活動等の推進を重点項目といたしまして夏の交通安全運動を展開し、運動期間中には早朝の街頭啓発をはじめ延べ1,203人のご参加をいただき、効果的な運動を実施いたしました。また、期間中、市内各小学校に交通安全手旗、啓発用ポケットティッシュを配布し、夏休みを控えた児童の交通安全意識の向上を図ったところであります。今後におきましても、交通事故による犠牲者を出さないことを最大の目標とし、交通安全意識を高め、安心、安全な地域づくりを交通安全団体並びに町内会や市民の皆様と一層連携を図り、交通事故防止に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願いたします。

○議長（竹村恵一君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。新型コロナウイルス感染症蔓延防止を目的とした国の緊急事態宣言が8月27日より発令されたことに伴い、北海道並びに北海道教育委員会の通知に基づき、今後各小中学校の教育活動において様々な制限を設けての実施が予想されます。運動会、学習発表会などの学校行事の実施状況につきましては、次回以降の定例会にて報告をさせていただきます。

初めに、9月4日に実施された赤平中学校の学校祭についてであります。緊急事態宣言下ではありませんが、スケジュールの都合上延期が困難なため、保護者の観覧をなくすなど縮小しての開催となりました。その中でも生徒たちが仲間とともに協力し合い、

生き生きと活動し、かけがえのない思い出をつくる  
ことができたことにつきまして大変喜ばしく感じて  
いるところであります。

次に、小学校統合についてであります。7月29日  
に第12回小学校統合準備委員会を開催し、委員に交  
代が生じたこともあり、現時点における協議会での  
決定事項について改めて確認させていただき、その  
後令和2年度において設置した各部会より協議の状  
況や協議案についての報告を受け、委員会としての  
全体確認を行いました。今後におきましても、委員  
の皆様から貴重なご意見をいただきながら、子供た  
ちによりよい教育環境を提供することを最優先に考  
え、令和4年4月の統合を目指してまいります。

次に、旧赤平中央中学校体育館除却工事について  
であります。前定例会にて議決をいただきました本  
工事につきましては、8月10日に契約を締結し、12  
月15日に完成予定となっております。冬期間における  
管理上の懸念事項は解消される見込みになりました。  
市教育委員会の管理不行き届きにより、結果として  
繰り返し落雪事故を引き起こしてしまったことにつ  
きまして、相手方となりますコープさっぽろ様並び  
に関係者の皆様に対し、改めて深くおわびを申し上  
げるところであります。

次に、社会教育関係について申し上げます。初め  
に、新型コロナウイルス感染症防止措置として行い  
ました社会教育施設の休館、休止の状況につきまして  
申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防止  
のため、北海道にも追加で緊急事態宣言が発令され  
たことから、発令された期間に合わせて臨時休館、  
休止としたところであります。

次に、青少年非行防止につきましては、青少年非  
行防止連絡会議と青少年センター補導員会議を書面  
により実施し、夏休み期間中の校外生活の決まりの  
周知を図るとともに、青少年センター、小中学校、  
PTA、赤歌警察署と連携し、青少年の非行防止に  
努めてまいりました。

次に、ふるさと少年教室につきましては、新型コ  
ロナウイルスの感染拡大の影響を受け、現在のとこ

ろ実施していない状況であります。

次に、炭鉱遺産ガイダンス施設について申し上げ  
ます。8月21日と22日に市民対象無料開放デーと炭  
鉱歴史資料館特別公開を予定していたところですが、  
新型コロナウイルスの感染拡大により、延期と  
したところであります。

次に、東公民館関係について申し上げます。東公  
民館事業につきましては、新型コロナウイルス感染  
症の影響もあり、講座の開催はできていない状況で  
あります。

次に、社会体育関係について申し上げます。元プ  
ロ野球選手の指導による子ども野球教室と女子プロ  
バレーボールチームによるバレーボール教室などの  
事業についても、中止などにより実施できていない  
状況にあります。市民プールにつきましては、毎年  
実施しております水泳教室につきましても感染拡大  
により実施できない状況にあります。

以上、社会教育事業全般につきましては感染拡大  
により実施できない状況にありますが、今後も感染  
状況を見ながら開催の時期と可否について検討して  
まいりたいと思います。

以上、教育行政の概要についてご報告を申し上げ  
ましたが、ご了承のほどよろしくご願ひ申し上げま  
す。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたしま  
す。

（午前10時24分 休 憩）

（午前10時35分 再 開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第5 議案第227号赤平  
市個人情報保護条例及び赤平市行政手続における特  
定の個人を識別するための番号の利用等に関する法  
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部改正についてを議題といたしま  
す。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第227号赤平市個人情報保護条例及び赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

デジタル庁設置法が令和3年9月1日に施行されたことにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、行政の情報提供等記録を訂正した場合の通知先が変更されることから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第227号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第6 議案第228号赤平市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第228号赤平市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止及びデジタル社会形成基本法が令和3年9月1日より施行されたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第228号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第7 議案第229号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第229号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、個人住民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について16歳未満の者などへの限定、またセルフメディケーション税制の見直しによる期間の延伸、さらに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律、産業競争力強化法等の一部を改正する法律が施行されたことから、所要の改正を行うもので、令和4年1月1日から施行するなどとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第229号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第8 議案第230号赤平市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第230号赤平市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして



て、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市立小中学校適正配置計画に基づく茂尻小学校、豊里小学校、赤間小学校の統合につきましては、地域代表や保護者、学校関係者から成る赤平市立小学校統合準備委員会を中心に協議を重ねながら、その準備を進めてまいりました。統合年月日は令和4年4月1日とし、統合後の校名は赤平小学校とすることにつきまして統合準備委員会においてご確認いただいたところでございます。現在統合後の新校舎に関連する建設工事を進めており、この統合に伴いまして市内唯一の小学校として赤平小学校を規定することから、所要の改正を行うもので、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第230号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第9 議案第231号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第231号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において引用する児童福祉法の条項に同法附則第73条第1項の経過措置が加えられるなど改正され、令和3年3月31日に公布、令和3年4月1日より施行されたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施

行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第231号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第10 議案第232号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第232号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令において、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業等における諸記録の作成、保存等に関する基準が緩和され、これまで書面で行うこととされていたものについて電磁的記録により行うことができる規定について追加されるなど改正され、令和3年3月23日に公布、令和3年7月1日より施行されたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第232号につ

いては、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第11 議案第233号赤平市過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第233号赤平市過疎地域持続的発展市町村計画の策定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

これまで過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、平成12年に10年間の時限立法として制定された過疎地域自立促進特別措置法に至るまで特別措置が講じられてきましたが、その後法改正により期限の延長を繰り返した結果、令和3年3月31日に法の失効を迎えたところでございます。過疎地域の要件を満たす本市といたしましても、法に基づく市町村計画を策定し、過疎対策に取り組んできたところでありますが、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、教育環境の整備、集落の維持等、過疎地域特有の課題は山積しております。

このような状況に鑑み、国は近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、過疎地域の持続的発展を支援する10年間の時限立法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたところでございます。特別措置法の施行により、これまで同様本市の過疎対策の円滑な事業の実施並びに事業の実施に伴う行財政上の特別措置を受けるため、同法第8条第1項の規定による過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本計画につきましては、同法第8条第7項

の規定による北海道との協議において、令和3年9月3日付にて同意をいただいたところでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第233号については、行政常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午前10時51分 休憩）

---

（午前10時55分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第12 議案第236号令和2年度赤平市一般会計決算認定について、日程第13 議案第237号令和2年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第14 議案第238号令和2年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第15 議案第239号令和2年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第16 議案第240号令和2年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第17 議案第241号令和2年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第18 議案第242号令和2年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第19 議案第243号令和2年度赤平市水道事業会計決算認定について、日程第20 議案第244号令和2年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第236号から第244号まで、令和2年度の赤平市における決算認定につきまして、提案の趣旨を一括してご説明申し

上げます。

初めに、議案第236号令和2年度赤平市一般会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

各会計決算報告書4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。当市におきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標が健全段階を維持する結果の中、令和2年度におきましては第6次赤平市総合計画の計画初年度の予算として、市民とともに歩むまちづくり、市民にやさしいまちづくり、市民に誇れる魅力あふれるまちづくりを基本方向として5つの基本目標に沿って各種施策に取り組んでまいりました。移住、定住の促進では子育て世帯向けの居室を備えた吉野団地を整備し、居住環境づくりに努め、墓地の環境整備では将来における墓地の市民ニーズに応えるため、合同墓を整備、公共交通の確保では、高齢者等の移動に支援を必要とする方の新たな地域公共交通の検討のため、地域公共交通現況実態調査を実施、学校教育の充実では小中学校適正配置計画に基づき統合小学校建設事業を実施、さらに防災体制の強化として、災害時の情報伝達手段として屋外拡声器等を設置する防災行政無線整備事業を実施しました。また、当市におきましても新型コロナウイルス感染症対策が最優先事項となり、幾度となく補正予算を編成し、迅速かつ機動的な対応に努めました。市民の命と暮らしを守るため、医療提供体制の整備や生活の不安への対応、中小企業への支援、教育環境の整備等に努めました。今後も引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、第6次赤平市総合計画の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

一般会計決算の主な状況につきまして、歳入では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び特別定額給付金、統合小学校建設事業などにより国庫支出金はおおよそ28億2,000万円となり、対前年度比で180.1%の増、吉野団地建設事業及び防災行政無線整備事業などにより市債はおおよそ9億1,000万円となり、対前年度比で15.0%の増、ふるさ

と納税の増加により寄附金はおおよそ7億7,000万円となり、対前年度比で26.3%の増、臨時財政対策債を含む地方交付税はおおよそ45億8,000万円となり、対前年度比で2.0%の増となりました。歳出では、会計年度任用職員制度の導入により人件費はおおよそ14億円となり、対前年度比で17.5%の増、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業継続支援金、ふるさと納税寄附金の増加に伴う返礼品代などにより補助費等は30億2,000万円となり、対前年度比で77.0%の増、降雪量の増加により維持補修費は3億7,000万円となり、対前年度比で31.5%の増、統合小学校建設事業及び吉野団地整備等により普通建設事業費は11億3,000万円となり、対前年度比で49.2%の増になりました。

結果、歳入総額116億7,306万6,402円、歳出総額111億7,988万248円となり、差引額4億9,318万6,154円のうち、2億5,000万円を減債基金に積み立て、2億4,318万6,154円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第237号令和2年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては前年度と比較して2.6%の減少となり、歳入全体に占める道支出金の割合は79.1%となっております。歳出につきましては、前年度と比較して1.4%の減少となり、歳出全体に占める保険給付費は74.5%、国民健康保険事業費納付金が20.1%となっております。

結果、歳入総額14億8,890万1,345円、歳出総額14億1,317万5,520円となり、差引額7,572万5,825円のうち5,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、2,572万5,825円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第238号令和2年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。予算の執行とその

結果の概要であります。歳入につきましては前年度と比較して6.5%の増加となり、歳入全体に占める後期高齢者医療保険料の割合は66.2%、一般会計繰入金が33.1%となっております。歳出につきましては、前年度と比較して4.9%の増加となり、歳出全体に占める後期高齢者医療広域連合納付金は95.2%となっております。

結果、歳入総額2億4,984万4,596円、歳出総額2億4,442万7,285円となり、差引額541万7,311円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第239号令和2年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。汚水管総延長は8万3,516.18メートル、雨水管は192.17メートルの布設を行い、雨水管総延長は1万1,794.89メートル、汚水整備率は認可面積に対して79.22%となっております。また、下水道普及率は87.92%となり、4,439戸が水洗化し、水洗化率は81.76%となっております。

結果、歳入総額5億6,130万6,497円、歳出総額5億5,014万230円となり、差引額1,116万6,267円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第240号令和2年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

90ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成9年度から10年度までの2か年で公共用地を取得し、平成8年度から12年度までの5か年で炭鉱跡地を取得しており、その際の起債の元利償還を行ったところであります。

結果、歳入及び歳出総額は、ともに4,531万8,644円となり、差引額はございません。

次に、議案第241号令和2年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

95ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。介護保険の介護予防支援事業所として要介護1、2と認定された方への介護

予防サービスが適切に提供されるよう、介護予防サービス計画の作成及び在宅サービスに関する指定介護サービス事業所との連絡調整等の業務を行ったところであります。

結果、歳入総額867万2,731円、歳出総額673万5,089円となり、差引額193万7,642円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第242号令和2年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

99ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。第7期介護保険事業計画の最終年に当たる令和2年度は介護サービス受給者数及び介護給付費はほぼ横ばいで推移しており、前年度比約1.2%の減少となり、第1号被保険者数は令和2年度末で4,525人、要介護、要支援認定者数は999人となりました。また、地域支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業では要支援者を対象に訪問型、通所型サービスを実施しました。一般介護予防事業では、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、例年実施していた多くの事業が中止となる中、運動教室を実施したほか、介護予防の啓発用のリーフレットを作成し、エリアサポーターを中心に地域住民への周知を図りました。包括的支援事業では、日常生活や介護に関する総合相談支援事業や虐待対応、成年後見人制度の権利擁護支援業務などを行ったところであります。

結果、歳入総額15億3,482万4,941円、歳出総額14億4,561万9,497円となり、差引額8,920万5,444円全額は介護給付費準備基金に積み立てたところであります。

次に、議案第243号令和2年度赤平市水道事業会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

令和2年度赤平市水道事業会計決算書の9ページをお願いいたします。1、決算の概況、1、総括事項でございますが、主な建設改良事業としましては、緊急対策自家発電設備設置工事、新光伸通配水管布設替え工事、茂尻送水不断水バルブ設置工事、東南通配水管布設替え工事、北文本通配水管布設替え工

事などを行いました。給水収益につきましては、人口減等の理由による水量減となり、対前年度比で減収となり、営業収益におきましても減収となったところであり、営業費用におきましては、前年度に固定資産台帳整備に係る委託が終了したことなどにより、対前年度比で減額となったところであり、

結果といたしまして、水道事業収益全体では対前年度比で1,144万5,461円の減、水道事業費用全体では対前年度比で460万3,636円の増となり、収益的収支につきましては658万5,459円の純利益となったところであり、

10ページをお願いいたします。令和2年度の決算状況でございますが、収益的収入及び支出は収入3億1,425万563円に対し、支出3億766万5,104円となり、差引き658万5,459円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金を加えて当年度末処分利益剰余金は7億8,179万2,072円となったところであり、

資本金的収入及び支出は、収入4億2,469万5,000円に対し、支出4億9,572万5,234円となり、差引き7,103万234円の不足となり、この不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填したところであり、

次に、議案第244号令和2年度赤平市病院事業会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

令和2年度赤平市病院事業会計決算書の11ページをお願いいたします。1、決算の概況、1、総括事項でございますが、令和2年度は地域の基幹病院として新型コロナウイルス感染症に対応するため、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金を活用し、必要な備品や医療機器の購入、施設の整備等を行い、外来におきましてはインフルエンザとの同時流行に備え、発熱者外来を開始し、入院におきましても一般病床のうち個室2床を感染や感染が疑われる患者専用の病床として確保したところであり、そのほか、病床運営におきましては前年度までに一般病床60床のうち17床を地域包括ケア病床へ転換し、北海道医療構想を踏まえた中空知圏域の回復期病床の

不足解消に向けた取組を進めているところでありますが、令和2年の10月にはさらに8床を地域包括ケア病床へ転換し、回復期病床の拡充を図ったところであり、一方、医療スタッフの体制でございますが、常勤医師におきましては内科医1名を採用いたしました。また、地方公務員法の改正により、非正規任用職員につきまして新たに会計年度任用職員制度へ移行したところであり、

医業収益のうち入院収益につきましては、一般病床の患者は前年度と比較して減少したものの、療養病床の患者は増加し、全体で1,670人の増加となったことや地域包括ケア病床の増床の効果などもあり、入院収益は対前年度比で3,006万5,000円の増額となったところであり、一方、外来患者数は対前年度比で4,795人減少したことにより、外来収益は対前年度比で909万2,000円の減額となったところであり、また、医業外収益におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国、道補助金の収入により対前年度比で1億2,531万7,000円の増額となったところであり、医業費用につきましては、前年度と比較して経費につきましては増加となりましたが、給与費及び減価償却費の減少により全体で936万3,000円の減額となったところであり、資本的事業におきましては、建設改良事業といたしましてCT検査室、耳鼻科、眼科冷暖房機更新工事、旧リハビリ棟自動ドア新設工事などの施設整備を実施したほか、一般エックス線撮影装置などの医療機器を購入したところであり、企業債償還金につきましては、平成26年度に起債いたしました医療機器整備事業の償還終了などにより、対前年度比で3,497万6,000円の減額となったところであり、

12ページをお願いいたします。損益勘定でございますが、収益的収支につきましては、収益25億6,535万815円に対し、費用22億5,946万8,635円となり、差引き3億588万2,180円の純利益となりました。

資本勘定につきましては、収入4億4,487万600円に対し、支出5億8,586万5,514円となり、差引き1億4,099万4,914円の収支不足額となり、この不足額

につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

以上、議案第236号から第244号まで一括して提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第236号から第244号については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、御家瀬議員、安藤議員、伊藤議員、東議員、若山議員、木村議員、五十嵐議員、鈴木議員、以上8名を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第21 議案第245号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第245号教育委員会委員の任命につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在教育委員会委員としてご活躍いただいております坪谷嗣香氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、坪谷嗣香、生年月日、昭和48年7月19日、現住所、赤平市茂尻元町南3丁目43番地でございます。

坪谷氏の経歴につきましては別紙参考資料のとおりでございますが、教育委員会委員として適任と考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第245号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第245号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第245号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長（竹村恵一君） 日程第22 報告第28号令和2年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第23 報告第29号令和2年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君） [登壇] 報告第28号令和2年度決算に基づく赤平市健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告いたします。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生しておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましても、平成22年度決算以降連結赤字額は発生しておらず、令和2年度決算においても比率は発生しておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、標準財政規模が増加したことなどから11.6%となり、前年度より1.3%の減少となっております。

次に、将来負担比率につきましては、前年度に引き続き公営企業債等繰入れ見込額が減少したことなどから106.6%となり、前年度より14.2%の減少となっております。

今後も財政4指標につきましては、引き続き財政健全段階を維持するよう努めてまいります。

次に、報告第29号令和2年度決算に基づく赤平市資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告いたします。

資金不足比率につきまして、経営努力や一般会計繰入金等によって水道事業会計、病院事業会計並びに下水道事業特別会計の3会計全てにおいて引き続き比率は発生しておりません。

以上、報告第28号及び第29号につきまして一括してご報告申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第28号、第29号については、報告済みといたします。

---

○議長（竹村恵一君） お諮りいたします。

委員会審査等のため、明日7日の1日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日7日の1日間休会することに決しました。

---

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時32分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)